

指定介護医療院 球磨病院運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、指定介護医療院の事業の人員、設備及び運営に関する基準第24条の規定により球磨病院が行う指定介護医療院の運営について必要な事項を定める。

(設置、名称及び位置)

第2条 球磨病院は、指定介護医療院サービスを提供する施設を設置する。

2 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 球磨病院介護医療院

(2) 所在地 人吉市上青井町170-1

(事業の目的)

第3条 球磨病院は、介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス事業者が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第4条 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って施設サービスを提供するように努める

3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(職員の配置及び職務内容)

第5条 事業所に次の各号に定める職員を配置する。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名(医師と兼務) |
| (2) 医 師 | 1名以上 |
| (3) 理学療法士 | 2名以上 |
| (4) 薬剤師 | 1名以上 |
| (5) 看護職員 | 16名以上(常勤換算) |
| (6) 介護職員 | 16名以上(常勤換算) |
| (7) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) 放射線技師 | 4名以上 ※ |
| (10) 臨床検査技師 | 3名以上 ※ |
| (11) 調理員 | 17名以上 ※ |

※→併設病院と兼務

2 第1項に掲げる職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の管理運営を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 医師は、入院患者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 看護職員は、入院患者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (4) 介護職員は、入院患者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 理学療法士及び作業療法士は、入院患者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 介護支援専門員は、入院患者の施設サービス計画の作成等を行う。

(入院患者の定員)

第6条 施設入院患者の定員は、88名とし、定員及び病室の定員を超えて入院させない。

(施設サービスの内容)

第7条 施設サービスの内容は、つぎの各号に定めるものとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 医師の診療

(3) 機能訓練

(4) 看護及び医学管理下における介護

(5) 食事の提供（食事は適時・適温で提供しております）

(6) その他のサービス

(利用料及びその他の費用)

第8条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法廷代理受領サービスである時は、その1割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。

2 前項に規定する利用料の他、次の各号に定める利用料を徴収する。

(1) 多床室に入院した場合の居住費 1日当たり 697円

(2) 食費 1日当たり 1,445円

(3) 患者の希望で提供した特別な食事

(4) 理美容代

(5) その他日常生活に必要な物・個人の嗜好による特別な生活用品

(6) 医療保険の対象となる検査、手術、処置（介護保険法で認められているもの）

3 利用料については、事前に患者及び家族に対して説明を行い同意を得る。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 入院患者は、施設サービス計画に基づいた医師、看護職員の指示及び介護職員、理学（作業）療法士の指導に従い、施設サービスの効果が十分得られるよう努める。

2 入院患者が、外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出る。

3 入院患者及びその家族は、施設の利用にあたって清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努める。

4 入院患者は、施設内での秩序維持に努める。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するとともに、非常災害に備え定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう

(その他運営に関する重要事項)

第11条 施設サービスの提供に当たって、入院患者またはその家族に対して、サービスの内容や運営規程、職員の勤務体制等について説明し、同意を得るものとする。

2 施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

3 入院は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、施設サービスとして提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

- 4 施設サービスの提供に当たっては、入院患者又は他の入院患者等の生命身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、入院患者に対し、身体拘束その他の方法により入院患者の行動を制限しない。止むを得ず身体拘束その他の方法による行動制限を取る場合、又、取った場合は、事前又は事後速やかにその内容を家族に十分説明するものとする。
- 5 入院に際し、要介護認定の申請を受けていない患者については、患者の意思を踏まえて、要介護認定の申請手続の援助を行う。また、入院患者の要介護認定の更新手続についても同様とする。
- 6 退院は療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要がないと判断した場合には、退院を指示し、その者はその家族に対し適切な指導を行い、かつ退院後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 7 患者の病状を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を照会する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。
- 8 当施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、利用者その他サービスの選択に関する重要事項を掲示するものとする。
- 9 施設サービスに携わる職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な定期健康診断などの健康管理を行うとともに、利用者の使用する設備、備品又は飲食用に供する食器、材料、水について、衛生的な管理に努め、感染症が発生しない様に又、まん延しない様に必要な措置を講ずる。
- 10 施設サービスに対する苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置する。
- 11 提供した施設サービスに関して、介護保険法の規定による市町村からの文書の提出、紹介、質問等には適切に対応し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 12 施設サービス提供中に利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 13 施設サービス提供中に利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって損害賠償の手続きを行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。
- 14 従業者は正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また本事業所の従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、個人情報保護に関する基本理念に基づいて、必要な措置を講じるものとする。
- 15 利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 16 この規定する事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人朝日野会と事業所の管理者で協議する。

附則

この規程は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 7 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正（消費税率の引き上げに伴う利用料の見直し）

平成 27 年 4 月 1 日改正（介護報酬改正に伴う利用料の変更）

令和元年 6 月 1 日改正（介護医療院開設に伴う変更）

令和元年 10 月 1 日改正（消費税率の引き上げに伴う利用料の見直し）

令和 2 年 6 月 1 日改正（合併に伴う変更）

令和 2 年 8 月 1 日改正（人員配置変更に伴う利用料の見直し）

令和 3 年	8 月	1 日改正	(介護報酬改定に伴う利用料の変更)
令和 6 年	8 月	1 日改正	(介護報酬改定に伴う利用料の変更)
令和 6 年	10 月	1 日改正	(人員配置変更に伴う見直し)
令和 7 年	4 月	1 日改定	(合併に伴う変更)
令和 7 年	8 月	1 日改定	(介護報酬改正に伴う利用料の変更)